

関川村不妊・不育治療費等助成金事業のご案内

村では、不妊治療又は不育治療を受けているご夫婦の経済的負担の軽減を目的として、治療に係る費用の助成を行っています。

令和4年4月から保険適用が拡大されたことに伴い、新たな助成事業を始めます。

【事業のポイント】

- ①治療費の助成額を拡大しました。
- ②通院費及び宿泊費の助成を行います（県外医療機関に通院の場合）。

対象者

1. 不妊又は不育治療を行っている夫婦（事実関係にある人も対象です。）
※ただし、第三者が関わる治療は対象外です。
2. 申請日に、夫婦が1年以上関川村に住所を有していること。
3. 村税の滞納がないこと。

対象経費等

1. 治療費
不妊不育治療に関する医師への相談、検査、治療での自己負担額で、保険診療に要した費用又は、保険適用外診療に要した費用
※ただし、医師が不妊治療と認めたものに限り、入院、文書、食事等の治療に直接関係のない費用や消費税等は対象外です。
2. 通院費及び宿泊費
不妊不育治療を受ける対象者の住所から、県外の医療機関へ通院のために要した通院費及び宿泊費
※ただし、治療の伴わない同伴者の費用は対象外です。

助成金額

1. 保険診療に要した費用の自己負担分 … 対象経費の2分の1以内、上限15万円/年
2. 保険適用外診療に要した費用の自己負担分 … 上限40万円/年
※ただし、医師が不妊治療と認めたものに限り、入院、文書、食事等の治療に直接関係のない費用や消費税等は対象外です。
3. 通院費及び宿泊費
 - (1) 通院費 … 上限10,000円/年
 - (2) 宿泊費 … 上限5,000円/年

助成金の申請

1. 助成金の交付は、同一の夫婦に対して1会計年度内1回に限ります。
※治療が終了した日の属する年度内（4月1日～翌年3月31日）に、夫婦の分をまとめて申請してください。
2. 申請書の提出期限は、3月末日です。

申請の流れ

1. 役場窓口で、当事業の説明を受け申請書等を受け取ってください。
2. 必要書類を添えて期限内に役場健康福祉課に提出してください。

必要書類

1. 申請書（実績報告書）
2. 保険医療機関等証明書（医療機関、保険薬局での院外処方欄があるので記入をお願いしてください。）
3. 領収書（原本を持参してください。）
※通院費及び宿泊費の申請をする場合についても、それぞれの領収書等の提出が必要です。自家用車を利用の場合は、ETC利用証明書やクレジットカード利用明細書等を添付してください。
4. 事実婚関係に関する申立書（事実婚の場合に限ります。）
5. 他自治体等で助成を受けた場合は、通知書や証明書
6. その他（振込口座が分かるもの）

その他

- 申請受付後、審査を行い助成額が決定します。振込まで1か月ほどかかりますのでご了承ください。
- 助成金の交付等については、後日郵送でお知らせします。

お問い合わせ&相談窓口

関川村役場 健康福祉課 福祉保健班

TEL64-1472

